

○坂東市菅生沼の自然景観保全条例施行規則

平成26年9月18日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、坂東市菅生沼の自然景観保全条例(平成26年坂東市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自然景観保全区域の指定の告示)

第2条 条例第5条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 自然景観保全区域の名称
- (2) 自然景観保全区域に指定しようとする土地の区域

(自然景観保全区域の指定の取消しの告示)

第3条 条例第6条第2項において準用する条例第5条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 自然景観保全区域の名称
- (2) 自然景観保全区域の指定を取り消そうとする土地の区域

(所有地の軽易な管理行為)

第4条 条例第7条第4項第1号に規定する所有地の軽易な管理行為とは、次に掲げるものとする。

- (1) 法令の規定又は保安の目的のため広告物を設置すること。
- (2) 指導標、案内板、解説板等を設置すること。
- (3) 森林病虫害等の防除のための行為
- (4) 土地の形質を変更するおそれのない範囲内で、所有地を管理する行為
- (5) その他市長が別に指定する行為

(自然景観保全区域における行為の許可)

第5条 条例第7条の規定による許可の申請は、菅生沼の自然景観保全区域内事業許可(変更)申請書(様式第1号)を市長に提出して行うものとする。申請した内容を変更するときも、同様とする。

2 前項に規定する許可申請書は、他の法令に基づく手続を行う20日前までに提出しなければならない。

3 第1項の申請に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに菅生沼の自然景観

保全区域内事業完了（中止）報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（身分証明書）

第6条 条例第9条第1項に規定する職員は、同条第2項の規定により、身分証明書（様式第3号）を携帯するものとする。

（自然景観保全区域における行為の協議）

第7条 条例第10条の規定による協議は、任意の様式を市長に提出して行うものとする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

菅生沼の自然景観保全区域内事業許可(変更)申請書

年 月 日

坂東市長 様

申請者 住 所

氏 名



T E L

坂東市菅生沼の自然景観保全条例第7条の規定により、自然景観保全区域内において次の行為をしたいので、許可の申請をします。

行 為 の 場 所	番地	
所 有 者 氏 名		
地 目		
行 為 の 内 容		
工 事 施 工 者	住 氏 所 名 T E L	()
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 予 定 年 月 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

※その他 工事図面等を添付のこと。

様式第2号(第5条関係)

菅生沼の自然景観保全区域内事業完了(中止)報告書

年 月 日

坂東市長 様

住 所

氏 名

㊞

T E L

次の行為について、完了(中止)したので報告します。

許 可 番 号		
行 為 の 場 所	番地	
行 為 の 内 容		
工 事 施 工 者	住 氏 所 T E L 名 L	()
完 了 年 月 日 (中 止 年 月 日)	年 月 日	
備 考		

※その他 工事写真(施工前、施工後)を添付のこと。

様式第3号(第6条関係)

(表)

		第	号
身 分 証 明 書			
職氏名			
上記の者は、坂東市菅生沼の自然景観保全条例第9条に規定する立入調査を行う者であることを証明する。			
年 月 日			
坂東市長			印

(裏)

坂東市菅生沼の自然景観保全条例 (抜粋)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、関係職員を実地に立ち入らせ、その状況を調査することができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。